

「雇うことは、加入すること。」

労働保険適用促進強化期間（11/1～11/30）

『1人でも労働者（パート、アルバイトも含まれます）を雇った場合
事業主は、労働保険に加入する必要があります。』

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。農林水産業の使用労働者5人未満の個人事業を除き、労働者を1人でも使用する事業主は、労働保険徴収法により労働保険に加入手続きをしなければならないことになっています。

◆ **労災保険**は、労働者が、業務災害や通勤災害を被ったときに療養補償や休業補償などの必要な保険給付を行うとともに、被災者の社会復帰の促進を図るなどの労働福祉事業も行っています。

◆ **雇用保険**は、労働者が、失業した場合の生活保障、失業予防及び雇用の改善について必要な給付を行っています。



厚生労働省では、労働保険の適用促進について年間を通じた主要課題と位置付けた上で、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定めて広報活動等を集中的に展開しています。

未手続事業の事業主は、「労働保険適用促進強化期間」を機会に労働保険制度の趣旨を御理解いただき、加入手続きを行うようお願い申し上げます。

詳しくは、千葉労働局労働保険徴収課（TEL:043-221-4317）又は最寄りの労働基準監督署、ハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。